

議案第137号

和解について（福祉局関係）

大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金請求控訴事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 控訴人兼被控訴人 大阪市 被控訴人兼控訴人 医療法人友愛会(社団) 2 大阪高等裁判所 令和4年(行コ)第148号 大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金請求控訴事件	本市は、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるための病床の設置及び運用をした被控訴人兼控訴人から、本市要綱に基づく当該病床の設置等に係る協力金(以下「本件協力金」という。)の交付を請求されたが、被控訴人兼控訴人に対して金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を有していたため、これを自働債権とし、被控訴人兼控訴人の本市に対する本件協力金の請求権を受働債権として相殺(以下「本件相殺」という。)をした。 これに対し、被控訴人兼控訴人は、本件相殺は民事再生法に反するもので無効である等として、本市に対し、本件協力金金180,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した。 令和4年10月28日に、本市に対し金90,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる

旨の判決があり、同判決に不服があるので本市及び被控訴人兼控訴人がそれぞれ控訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するものである。

## 2 和解の要旨

本市は、被控訴人兼控訴人に対し、解決金として金135,000,000円を支払う。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

## 説 明

大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金請求控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。